東京大学におけるリカレント教育プログラムに関する規則

令和７年６月２７日
役員会議決
東大規則第４号
沿革

（目的）

第１条　この規則は、国立大学法人東京大学（以下「本学」という。）で実施するリカレント教育プログラムの設置及び運営を定め、リカレント教育プログラムの質の担保及び安定的な運営を図り、もって新たなリカレント教育プログラムを創出するとともに、この制度を持続的に発展させることを目的とする。

（定義）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　リカレント教育プログラムとは、主として学校教育を修了した社会人を対象に提供されるリカレント教育のうち、複数回にわたる講義や実習を含む体系的に構成された教育プログラムであって、職業その他の活動において活用できる専門的な知識又は高度な技術を提供することを目的とするものをいう。ただし、正規課程及び履修証明プログラムを除く。

(2)　部局とは、東京大学基本組織規則（平成１６年東大規則第１号）第３章及び第４章に掲げる組織並びに教育学部附属中等教育学校及び東京大学病院をいう。

（設置等）

第３条　リカレント教育プログラムは、部局の長の申請に基づき、社会連携を担当する理事（以下「担当理事」という。）が認定する。

２　前項のほか、リカレント教育プログラムの設置、廃止及び変更に関し必要な事項は、別に定める。

（講義及び実習の担当）

第４条　リカレント教育プログラムの講義及び実習を担当する者は、本学の教員とする。ただし、部局の長が必要と認める場合は、本学の職員又は学外の者に委嘱することができる。

２　前項において、本学の教員がリカレント教育プログラムの講義又は実習を担当する場合は、特定の業務に本学教職員を従事させる場合の取扱いについて（平成２３年３月２８日役員会申合せ）に基づき、謝金を支出することができる。

（受講料）

第５条　リカレント教育プログラムの受講料は、当該プログラムの実施に要する必要経費に管理経費を加えて設定しなければならない。

２　前項のほか、リカレント教育プログラムの受講料に関し必要な事項は、別に定める。

（修了要件）

第６条　リカレント教育プログラムの修了要件は、当該プログラムを設置する部局の長が定める。

（修了証）

第７条　リカレント教育プログラムを設置する部局は、当該プログラムを修了した者に対し、修了証を発行することができる。

（雑則）

第８条　この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、担当理事が別に定める。

附　則

この規則は、令和７年７月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。

沿革

東京大学におけるリカレント教育プログラムに関する規則

体系情報

□第４篇　研究・交流
　▽第２章　研究・産学連携等

沿革

◆令和０７年０６月２７日　役員会議決
◇令和０８年０９月１５日